

迷惑行為はやめましょう

これらの迷惑行為は、除排雪作業の妨げになるだけでなく、公共交通や緊急車両の通行にも支障をきたしますので、絶対にやめてください。

道路への雪出しはやめましょう



道路を狭くして、車が通れなくなり大勢の方に迷惑がかかるほか、見通しも悪くなり危険です。

路上駐車はやめましょう



除雪車が通れず、作業を断念することもあります。

もうすぐ冬が訪れ、スキーやスノーボードなどのウィンタースポーツが好きな方には、楽しみな季節がやってきます。しかし、日常の生活では、厄介な雪と向き合わなければなりません。冬は、雪かきをしなければならなかったり、道路状況が悪くなったりと、どうしても雪のない季節のように、快適な毎日を送ることはできません。その冬を安全で安心して過ごすためには、市民の皆さんの協力が必要です。今月号では、雪に対する様々な市の取り組みのほか、冬を過ごすうえで、市民の皆さんにご理解、ご協力いただきたいことお知らせします。

冬の暮らし

冬の間、私たちが悩ませる雪。毎日のように雪かきが続くと、体の疲れがたまったり、憂鬱な気分になったりしますが、隣近所で声を掛け合い、ときには助け合ったりして、冬を乗り切りましょう。また、雪を克服しながら、ケガなく元気に春を迎えられるよう、次のことに気を付けましょう。▽冬になると、どうしても家にこもりがちになります。運動不足にならないよう、雪かきやストレッチなどで体を動かし、健康を維持しましょう。

▽暴風雪の時は、道路の状況がわかりにくく、また、車からは歩行者が見えにくくなります。大変危険なので、不要不急の外出は避けましょう。▽雪が積もってくると、家の軒下などは、雪やつらが落ちてくることがあり、大変危険なので注意しましょう。

除排雪対策本部

道内でも屈指の豪雪地帯である岩見沢。

市は、市民の皆さんが安全で安心して冬を過ごせるよう、11月15日(金)に除排雪対策本部を設置し、道路の除排雪だけでなく、総合的な雪対策を進めます。▽道路のパトロールや除排雪を行い、道路交通の確保に努めます。▽情報管理を一元化し、迅速な雪対策と情報発信に努めます。▽大雪の際は、独居高齢者等の世帯で、間口や雪庇、ストーブの排気口等の安全確認と、必要に応じた支援を行います。▽空き家対策の担当を本部機能に統合し、状況確認や落雪による危険回避など、早めの対応を行います。



除排雪対策本部
☎ 22局 8400
(24時間受付)



11月15日(金)
除排雪対策本部設置



雪に負けないままちに

道路の除排雪

道路の除雪作業は、10cm以上の降雪量が予測されるとき、早朝までに作業が終了するよう、深夜から作業を始めます。

除雪作業の雪押し場として、地域の遊休地を活用することで、道路環境の向上を図ります。

排雪作業は、バス路線を中心とした幹線道路で、車の通行に支障があるときや、その後の天候によって通行に支障を及ぼすと判断したときに行います。

今年、大型のロータリー1台と

小型のロータリー2台を増車し、より迅速な排雪作業に対応します。

市民の皆さんへお願い

▽限られた時間の中で、効率よく作業を進めるため、道路の両側へのかき分け除雪を行っています。どうしても皆さんの家の前に雪が残ってしまいますが、ご自分で処理していただくようご理解とご協力をお願いします。

▽敷地内の雪は、敷地内で処理してください。道路へ雪を出すと、通行や除排雪作業の妨げになり危険ですので、絶対に道路への雪出しはしないでください。

▽路上駐車があると、除排雪作業ができなくなります。近隣の皆さんの迷惑にもなりますので、絶対に路上駐車はしないでください。

▽万が一、屋根から落ちた雪が道路に出てしまった場合は、建物所有者等の責任で処理してください。

迅速な情報発信

冬の生活にかかわる情報を様々な方法で発信します。

- 市ホームページ
- 岩見沢市メールサービス
- FMはまなす(76.1MHz)
- IHK(街頭放送)

- 防災無線(北村・栗沢地域)
- ツイッターやフェイスブックなどのSNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)
- 市役所本庁、北村・栗沢支所の来庁者が見やすい場所に、雪情報を表示するモニターを設置

市は現在、冬の生活にかかわるガイドブックの作成を進めているほか、市民雪堆積場の拡充を検討しています。

市民の皆さんが、安全で安心して冬を過ごせるよう、総合的な雪対策に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

空き地をお貸しください

市は、冬の道路環境の改善と市民生活の向上を図るため、住宅地に土地を所有している方で、道路除雪の際の雪押し場として、無償で土地を貸していただける方を募集しています。

貸していただける方は、11月29日(金)までご連絡ください。

皆さんのご協力をお願いします。
連絡・問合せ先 市民連携室市民連携係

除雪ボランティアに参加しませんか

社会福祉協議会では、市と協働で高齢者世帯等に対する除雪支援が迅速に行えるよう、除雪ボランティアを募集しています。

事前に登録することで、大雪・豪雪にも対応できる支援体制を構築することができます。

雪に負けない「安全・安心な福祉のまちづくり」を実現するため、多くの皆さんのご協力をお願いします。

なお、活動内容や申し込み方法などの詳細は、ホームページをご覧ください。

ホームページ
<http://www.iwamizawa-syakyo.or.jp/jyosetsu>
申込・問合せ先 社会福祉協議会(11西3)
☎22局2960

空き家を所有している方へ

経済状況の悪化や建物所有者の高齢化など、様々な事情により、適正に管理されていない空き家が増えています。

このため、屋根雪が放置されている空き家が増えており、落雪や建物が倒壊したときには、隣家や通行人、車両等に被害を与えることがあります。

このような場合、建物所有者が責任を負うこととなりますので、建物所有者の皆さんには、このような事が無いよう建物の適正な管理をお願いします。

問合せ先 市民連携室市民連携係

安全に冬を過ごすために ご活用ください

高齢者世帯等雪下ろし助成制度

屋根の雪下ろしを自力で行うことが困難な高齢者や障がい者等の世帯で、住居の屋根に積もった雪を下ろす費用の一部を助成します。

対象世帯

岩見沢市に住所を有し、一戸建て住居に居住する、市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯で、次のいずれかに該当する世帯

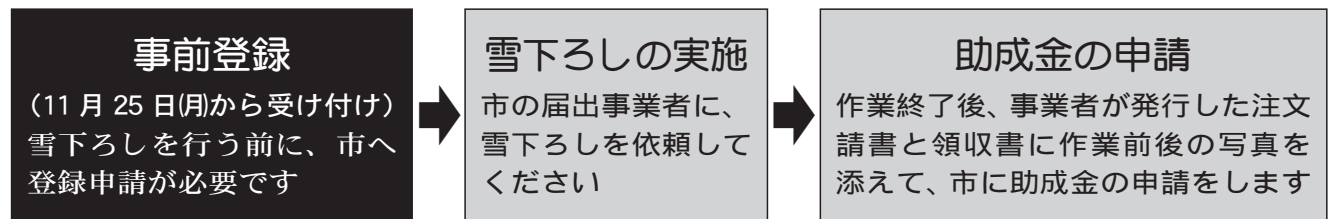
- ◆平成26年3月31日現在、75歳以上の方のみで構成されている世帯
- ◆身体障害者手帳2級以上、療育手帳(A判定)または、精神障害者保健手帳1級を所持している方が居住している世帯

世帯については、実際の居住状況に基づき判断します。また、市内に子が居住している世帯、入院等で不在の世帯および生活保護世帯は対象外です。

助成金額等

- ◆雪下ろし費用の2分の1以内(上限20,000円)
- ◆ひと冬につき2回まで

手続き等



受付場所

市高齢・介護室、北村・栗沢支所保健福祉課、有明交流プラザ・幌向・朝日・美流渡の各サービスセンター

問合せ先

市高齢・介護室老人福祉係

事業者の方へ

この制度の利用者から、雪下ろし作業を請け負うには、事前に市への届け出が必要です。

* 雪下ろし安全装備を貸し出します *

屋根の雪下ろし中の事故を防ぐための用具を次のとおり無償で貸し出します。



対象者 市民
貸出用具 命綱、安全帯、ヘルメット
貸出期間 貸出日から3日間を限度とする
申込・問合せ先 市防災対策室

地域自主排雪支援制度の活用を!

市が行う運搬排雪は、バス路線や幹線道路、通学路等を優先するため、地域の住宅地の生活道路までは行うことができません。

そこで市は、地域自主排雪支援制度を策定しています。この制度では、自主的に排雪を実施する町会(自治会)に、大型ロータリー車1台と除雪ドーザ1、2台、誘導員3人程度を派遣します。町会(自治会)では、雪を運ぶダンプトラックを確保してもらい、市が管理する最寄りの雪堆積場などに運搬してもらいます。

こうしてお互いに作業を分担することで、生活道路の排雪を効率良く行うことができます。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 除排雪対策本部